

第20回障害者施策推進課長会議 議事概要

1. 開催日時 平成20年9月17日(水) 13:00～
2. 中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室(11階)
3. ヒアリング対象者
日本障害フォーラム
 1. 日本障害フォーラム 藤井 克徳
 2. 日本身体障害者団体連合会常務理事 森 祐司
 3. 日本盲人会連合会長 笹川 吉彦
 4. 全日本ろうあ連盟常任理事 小中 栄一
 5. 日本障害者協議会常務理事 藤井 克徳
 6. DPI日本会議事務局長 尾山 浩二
 7. 全日本手をつなぐ育成会常務理事 大久保常明
 8. 全国脊髄損傷者連合会副理事長 大濱 眞
 9. 全国社会福祉協議会障害福祉部長 古田清美
 10. 日本障害者リハビリテーション協会常務理事 片石 修三
 11. 全国「精神病」者集団 関口 明彦
 12. 全国盲ろう者協会評議員 門川 紳一郎
 13. 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会常務理事 新谷 友良

内閣府 定刻を過ぎておりますが、大濱さんが若干遅れるという連絡をいただいております。全国「精神病」者集団の関口さんが遅れているようでございます。時間を過ぎておりますので、もしよろしければ始めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから「障害者施策推進課長会議」を開催いたします。

私はこの会議の進行役をしております内閣府の障害者施策担当の須田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しいところをこの会議に御出席をいただきまして、ありがとうございました。

今日は議事次第にもございますように、障害者施策の在り方についてのヒアリングということでございまして、ヒアリングの趣旨につきましては、あらかじめ御連絡しているかと思っておりますけれども、確認のためにお手元に資料がございます。これは中央障害者施策推進協議会が7月24日に開かれた際にお配りしたものと同一のものでございますけれども、その資料をお配りをいたしております。

内容でございます。内閣府で所管しております障害者基本法という法律がございますけれども、平成16年の改正法の附則の3条にいわゆる検討の規定があるわけでありまして、政府は障害者基本法の改正から5年を目途として、改正後の規定の実施状況や障害者を取り巻く社会経済情勢の変化などを勘案し、障害者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとなっているわけでございます。

そこでこの検討を進めるために、障害者施策の推進本部の中にこの課長会議がございます。この課長会議で障害の当事者などから御意見を伺いながら検討していくということで、本日このような会議を開催したということでございます。

時間が限られてございますので、順次ヒアリングということをお願いをいたしたいと思っておりますけれども、最初に藤井さんの方からお話をいただいて、各団体からそれぞれ発言をいただくというふうにしたいと思っております。

御発言の際には目の前にマイクの小さな光がありまして、大きなボタンがございます。これを押しingていただいてから御発言をいただくようお願いしたいと思います。

御発言につきましては、順番をお願いしたいと思います。御発言をいただく際には所属とお名前をおっしゃっていただいてから御発言をいただければ、全員にわかりやすく伝わるのではないかと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

日本障害者協議会（藤井） それでは、最初にJDF、日本障害フォーラムの幹事会を代表しまして、まずお礼と、私どもは共通の意見書を今日持ってまいりました。各団体に先立ちまして、先だつてこの幹事会で共通の意見をまとめました。

今日お手元に配っておりますのは4項目なんですが、その後もう一団体が追加されまして、計5項目がこのJDFの共通の意見であるとお考へいただければいいと思ひます。

まず、今般のこの基本法の改正については、障害団体は大変期待をしております。前回の基本法の改正は4年数か月前になりますけれども、その後一番大きな変化があつたのは、障害者の権利条約が国連で採択され、我が国も署名をして、また今年の5月3日から発効している。これが一番大きな環境の変化だろうと思ひます。この点を踏まえて以下の5項目につきまして、JDFとしての共通の意見とさせていただきます。

まず第1点目は、障害者の定義であります。おわかりのようにこの法律は1970年の制定以来、その後2回大きな変化があつたんですが、かつては9項目の障害の制限列挙方式を取ってきたんですけれども、これが現行の流れに変わったのが1993年の法改正でありました。

しかし、この身体障害、知的障害、精神障害があるためというのは、解釈としては、発達障害とか高次脳機能障害とか難病等による障害は含まれていないのです。したがって、昨今言われている三障害統合ではなく全障害統合としなければならないと思ひます。

そうしますと、国連の権利条約の障害及び障害者の考へ方に準拠すべきです。具体的には、障害者に対する態度とか、さまざまな障壁との相互作用、環境因子との相互作用の視点を含めたものとすべきではなからうか、障害や障害者の定義についてはこのように考へてほしいのです。この点は、障害者施策の全体に関わってきますので、とても重要な意味を持つこととなります。繰り返しになりますが、谷間の障害をつくらぬでほしいのです。

2つ目は、今般の権利条約の重要部分になっている合理的配慮について、障害者基本法の中にどう位置づけるのかということです。これも、全体に関わってくるわけで、合理的配慮を定義づける必要があります。

3つ目ですが、前回の改正で、差別禁止条項が第3条第3項に明記されましたが、これでは不十分だということです。何分、基本法の限界と言ひますか、裁判規範にはなりにくいと思ひます。そうしますと、この第3条第3項の差別禁止条項の強化はもとより、別途、障害者差別禁止法の制定を急ぐべきではないか。

今、須田さんがおっしゃられましたように、前回の改正の附則第3条の中で必要な措置は、当時は状況を見ながら差別禁止法の制定を視野に入れるという解釈だったと記憶しています。したがって、独立法としての差別禁止法を制定すべきだと考えます。

加えて、これは障害者基本計画に関係してくるのですが、虐待防止や差別禁止に関する監視システムをつくること、これを基本法にも明示すべきです。将来、障害者差別禁止法が制定された場合には、もちろんこれにも位置付けられなければなりません。

4つ目ですが、障害関連の政策策定にあたっての当事者参画です。このことを、法文化することを求めたいと思います。

最後にもう一項目ありまして、障害者施策の策定や評価に当たりましては、一般国民の生活水準との比較という観点が重要で、このことを法律の中に明記する必要があると考えます。

以上、この5項目につきまして、関係団体の中で協議し、冒頭に共通の意見として述べさせていただきます。詳しくは、別添の意見書をご覧ください。以上です

内閣府 どうもありがとうございました。

それでは、お手元の議事次第にございますけれども、日身連から順次御発言ということでよろしいでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

日本身体障害者団体連合会（森） 日本身体障害者団体連合会の常務理事、事務局長を兼ねております森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方でいわゆる改正に当たっての日身連の要望という形でペーパーを出してありますが、基本的には先ほどの藤井さんの方から話がありました、共通の意見のところを書いてありますので、その辺もよろしくお願いいたしますと思います。3つに分けて考えております。

1つは、障害者基本法改正に伴い、新たに規定していただきたいということで、先ほど出ておりますが、サービスの定義をはっきりと出してほしい。また障害者の定義も規定してほしいと同時に、これは私たちのお願いでございますが、障害の表現、用語について検討してもらったかどうか。各自治体ではそれぞれの思い思いで平仮名にしていたりしておりますが、もうそろそろ統一的な表現をしてもらった方がよろしいのではないかと考えて出ております。漢字制限というものがあるようでございますが、これについても、うちの方では追加という形でお願いしておるわけでございます。

(3)としては、これも出ておりますが、合理的配慮をちゃんと明示すべきだろう。

(4)は、独立した人権救済機関の設置というものも規定として入れてほしい。

(5)は、ちょっと補足でございますが、現在の法の第15条で職業相談などで入れてもらった、いわゆる小規模作業所でございます。厚労省の方でも大変苦労していただいておりますが、恐らくこの問題は3年の経過措置があっても財政的な問題が残るのではないかという形でございますので、この法の15条の趣旨は小規模作業所というのが大きなテーマだったわけでございます。そういうことを踏まえまして、この辺も特に検討してほしいと思っております。

2でございます。御案内のとおり、16年に障害者基本法が改正されたわけでございますが、それ以降、それぞれ法律が制定され、またこれからもされるであろうということを踏まえた上で検討してほしい。障害者自立支援法は、特に別紙のとおりという形で特別に入れております。

(2)発達障害者支援法。

(3)バリアフリー新法。

(4) 身体障害者への補助犬法の一部改正。

(5) は、継続審議になっていると思いますが、障害者雇用促進法の一部改正案。

(6) ハート購入法案。

それと同時に、これも出てくるであろう(7) 障害者虐待防止法。こういう法律がまだあるかわかりませんが、今の基本法が改正された以後の法律との整合性も検討してもらいたい。

3でございます。これは障害者基本法の中で差別禁止という項目を入れたわけでございますが、あの改正のときに障害者差別禁止法をつくろうという動きもございましたが、まだ国民の一般的な了解も取れないということもございまして、あるいは権利条約というものも踏まえまして、一応障害者基本法という形で直したわけでございますが、障害者基本法の見直しで、いわゆる権利条約の見直しの対応をするのか。障害者基本法を残し、また新たに障害者差別禁止法というものをつくるのか。あるいは障害者基本法そのものをやめて、障害者差別禁止法にするのか。その辺が法制上どう対応するのか。それも基本的に検討していただきたい。このような形で3点まとめてみました。よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

内閣府 ありがとうございました。

続きまして、日本盲人会連合会からお願いいたします。

日本盲人会連合(東山) 日本盲人会連合の常務理事の東山です。本来なら笹川会長が来るところですが、今日は所用がございまして、急遽、私が代理出席でございます。よろしく願いします。この会議に出席するのは初めてでございます。

今回、要望書というかペーパーをお出ししていませんが、私がこれから3点ほど申します。8月12日のこの会議において、笹川が発言した内容に基づきまして、お願い申し上げます。

1点は、雇用就労の問題でございます。この関係につきましましては、基本法の15条、16条に事業主の義務とかをいろいろ書いております。視覚障害者の就労実態は平成16年以降、全然変わっていないのが実態です。この事業主の方もなかなか雇い方がわからないとか、いろいろと聞いております。

少なくとも政府の方におきましては、例えば企業におけるヘルスキーパー、いわゆる福利厚生の一環としてのヘルスキーパーの雇用。あるいは介護保健施設における機能回復訓練指導員の優先雇用。こういう配慮をしていただきたい。

そのほかに視覚障害者特有でございますけれども、先般の障害者実態調査によりますと、視覚障害者の就労のうち、43.2%は自営業者でなっております。これはなぜかと言いますと、当然あんま、針、灸を自宅で開業し実施している。

お願いにつきましましては、事業主に対する助成措置、いろんな配慮はされておりますが、自営業者に対する配慮。例えば生業資金の貸付制度はございます。視覚障害者の選出においてもカルテの作成とか、いわゆる晴眼者の手が必要になります。例えばヒューマンアシスタントを雇ったならば、その3分の1あるいは半分を雇用保険とか、そちらの制度から助成するとかいう制度を検討していただきたいというのが1点でございます。

なお、これに関連しまして、厚労省も障害者の就労対策に力を入れております。内外の情勢を見ますと、タイスパセラピーというのをタイとの貿易協定の中で組んでおりまして、私ども日盲連は各省庁にタイスパセラピーの導入に反対しております。また、国内においても資格を持たないあんま、マッサージ、指圧師が横行しておりまして、警察庁にもそこら辺の取締りの強化をお願いしているところでございます。

そういうことがございまして、視覚障害者の生活が不安定になっております。また、逆に言いま

すと、一般国民の健康の保持についても不安があるのではないかとということも考えております。

2点目につきましては、情報保障です。平成16年の改正ですばらしい条項ができております。19条関係になります。1点お願いでございますけれども、企業さんとか視覚障害者、あるいは聴覚障害者の情報機器の開発は進んでまいりましたけれども、これに対する給付制度。

現在、視覚障害者の情報機器は、例えば活字文書読上げ装置というのがございます。視覚障害者は皆さんのお手元にある資料というのは見えませんので、音声で聞き取る機械があります。これらについて、厚生労働省の日常生活用具。これは市町村裁量の制度でございます。視覚障害者の一番の特性でございますけれども、情報の入手、歩くこと。歩くことは白杖とかがあります。今、申し上げていますのは、情報を確保する手段としての情報機器を補装具並みに、いわゆる義務的経費で対応していただきたいという点でございます。

3点目は、教育問題です。これは改正というよりも基本法に素晴らしいことが書いてあります。一般の健常者とともに学ぶことが障害に対する理解、あるいは正しい認識を生むだろうと書かれております。

最近の文科省さんの動きを見ていますと、特別支援学校という制度で名前を変えて、あるいはそういう盲やろうの学校を統合した学校につくられているという感じを受けます。私どもはあくまでも一般の学校に、勿論、児童さんあるいは親御さんの了解の下でございますけれども、希望するならば一般の皆さんと一緒に義務教育をしていただきたいという点でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

内閣府 ありがとうございます。

続きまして、全日本ろうあ連盟の小中理事、お願いいたします。

全日本ろうあ連盟（小中） 全日本ろうあ連盟の小中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。手話通訳を通して、我々の意見を述べさせていただきたいと思っております。

お配りした資料を御参照ください。全部で7項目書いてございますので、それに沿って御説明申し上げたいと思っております。

1つは、障害者基本法の見直しの考え方について。やはり障害者権利条約を基本としているということ。特に現在の基本法は機会が与えられる、あるいは差別をしてはならないというような文言だけにおきまして、恩恵的と申しますか、努力を促すということを期待するような表記になっております。それを改正して、障害者当事者の権利を行使できる。そういう保障を基本とした見直しを進めていただきたいと思っております。

その上で、予算的な措置につきましても、現在可能な財源に合わせた福祉施策。いわゆる抑制的な方向というものがあありますが、それを展開し、本当に安定した自立生活を促せるような方向に向けて、予算措置を増額という形で考えていただきたいと思っております。また、それを基にして、基本法を従来のみではなく、差別禁止法の制定に向けても検討を是非お願いしたいと思っております。

2番目につきましては、障害者の権利条約。これは手話が言語として明記されております。その中で条約の範囲だけではなく、ここに併せて日本のあらゆる国内法制も整合性を持った形で、司法、立法、行政、教育、社会のあらゆる分野において、手話を言語的な処遇という形できちんと位置づけていただくよう明記していただきたいと願っております。

3番目につきましては、これから障害者権利条約の理念というものを国民に広く知らしめられるかどうか。また啓蒙するための積極的な姿勢という取組みが非常に重要であります。そういうこと

を考えております。

例えば合理的配慮、あるいはインクルージョン。また、直接的、間接的な差別に対する考え方、モニタリング等々、まだ日本の中では十分定着していないことがありますので、是非積極的にPR、アピールをしていく姿勢が重要であると考えております。

4番目。インクルージョンなのですが、聴覚障害児の教育を考えた場合に、言語としての手話を使える環境が非常に重要です。互いのコミュニケーション、自由に手話を駆使し、教育を受けるといふ環境こそ、子どもたちが健全に育つ土壌になると考えております。その上でろう学校、普通学校という部分におきましても合理的配慮。また、ろう学校の教員すべてが手話を使えるためのシステムをつくるということが非常に重要ではないかと考えております。

また、聴覚スクリーニングという検査がありますが、早期に聴覚障害が発見されたときに、医学的な面が優先されがちになりますが、やはり医学的な面から聴覚を直していくという部分ではなく、教育面できちんと手話を自由に使って成長できるような、そういう教育的部分からのアプローチも重要であると考えます。ですから、聴覚あるいは口話、さまざまなものを使って持っている力を伸ばしていくという部分の考え方を、医学的な部分とずれがないように求めていきたいと思っております。

早期に聴覚障害とわかった場合に、その親に対し手話を導入する。あるいは成人ろう者と交流が持てるような機会を与える。親が手話を学べるシステムを是非つくっていただきたいと思っております。

5番目、雇用就労の分野についてです。合理的配慮というものに基づいて、聴覚障害者のニーズに合わせ手話通訳、また要約筆記を派遣できるような体制が望まれます。この法整備というものが必要だと考えております。手話協力員の制度というものにつきましても、非常に中途半端な制度のまま残っておりますので、抜本的な見直しが必要だと考えております。労働分野の専門性を持つ聴覚障害者に対する支援という形の体制の見直しということも検討が必要だと考えております。

また障害者、介助等助成金につきましては、手話通訳者の委嘱制度がありますが、これは企業の方から依頼をし、派遣してもらうという制度です。それを聴覚障害者から依頼をし、派遣してもらうという主体性のある制度の切替え。つまり本人主体という形の制度に是非切り替えていただくよう、法体制の整備もよろしくお願ひしたいと思っております。

6番目になります。生活支援の分野におきましては、相談支援業務あるいは「施設から地域へ」というテーマに合わせたさまざまな、例えばグループホーム、ケアホームというようなデイサービスという面が在宅サービス等々いろいろとありますが、聴覚障害者が利用ができる社会資源が現在ほとんどないという状況にあります。これが従来どおり続いておりますので、抜本的な見直しが必要ではないかと考えております。

相談支援に関しましては、地域、市町村ではなかなか対応が難しい面がありますので、都道府県単位で必ず、例えば手話、直接にコミュニケーションができるような専門的聴覚障害者の支援者を配置するなど、さまざまな取組みが必要です。聴覚障害者が利用しやすい社会資源の環境づくりというものを求めたいと思っております。

7番目は、情報コミュニケーション分野についてです。現在、障害者基本法の中で出されているものは情報、特にIT活用という面に偏りがちになっているような気がします。ですから、それを幅広く情報というものに配慮し、コミュニケーション、放送の分野、施設、交通機関を利用する、あるいは災害の場合にはどのような対応をすればいいのか。また政見放送におきましても同様で、さまざまな分野での情報コミュニケーションというものが共有できる。また保障できる施策

が必要です。その中でバリアフリーの実現に向けて取り組む必要があると考えております。

そのために基本的には、例えば情報、コミュニケーションに関する総合的な法律と申しますか、情報コミュニケーション法（仮称）のようなものの形で法律をつくるということも検討、あるいは視野に入れながら考えていただきたい。手話通訳を付けた放送だけではなく、全面的な面で情報保障、コミュニケーション保障の実現をできるような取組みを進めていただきたいと考えております。

その中で、聴覚障害者の暮らし、地域の中で手話通訳、要約筆記あるいは相談支援、さまざまな面で必ず保障されるような体制を築き上げることが必要だと考えております。どうぞよろしく願いたいと思います。

以上です。

内閣府 どうもありがとうございました。

続きまして、日本障害者協議会の立場で藤井さん、お願いいたします。

日本障害者協議会（藤井） 私どもは先だって8月12日にペーパーを出しました。およそここに書いていますので、内容はこれを参照いただくと。今日はせっかくこういう場ですので一言と思っているんですが、私がかねがね障害者施策を見る4つの観点というものを持っております。

1つは、日本と同じような経済力を持っている国との比較です。サミットをつくっている国々やOECDに加入している国々との対比であると。例えば障害者関係の予算の分配率は非常に歴然としていますけれども、GDPで見ますとアメリカの半分くらいしかない。スウェーデンに至っては12分の1しかない。こういった点というのは国際比較がもっとあってもいいのではないかと。

2つ目の比較は、同じ社会福祉でありながら、国内の高齢者福祉あるいは子どもの福祉との比較であります。勿論、高齢者と子どもの障害者は、施策の形態は当然違ってしかるべきだと思うんですけども、総合的な政策水準とか政策思想という点で言うと、どうも障害は分が悪い。

これは1つには、高齢者あるいは子どもというのはすべての市民が通過するというところもあるし、さまざまな要因もあって障害者の同じ福祉でありながら格差があるという点をどう見ているのか。

3つ目の比較は、過去と比べてどうかということです。こと人権問題に関わることもたくさんありまして、そのスピードが余りにも遅過ぎるのではないかと感じることも多いわけです。例えば精神障害者の社会的入院問題にしても、あるいは知的障害者の入所施設偏重政策に関しましても、その数は一向に変化を見ない。こういう点で主張できない、あるいは主張できづらい人々の問題は後回しになりがちである。仮に変化があったにしても、その速度が妥当だろうかということも検証が必要かと思うんです。

最後に4つ目。障害を持っている当事者のニーズと比較して、現行の立法や施策は妥当であろうか。この国では障害者のニーズの実態把握が体系だっただけでできていないわけです。やはりこういった実態把握も含めて、ニーズとの比較で立法あるいは政策制度を見ていく必要があるだろう。こういう観点で少しズームを引きまして、障害者施策の根本をこういう機会にもう一度考えてほしいと思っております。

その上で、もう時間もありませんから、前回お出しした特に重点を置くべき7つの論点を書いています。先ほどから言っていることが重複しますし、日身連、日盲連、ろうあ連のおっしゃっていることも重複しますので省きますけれども、1つは障害及び障害者の範囲ですね。これはやはり谷間の障害をつくらぬという点。これも中央障害者施策推進協議会に再三お願いしているんですが、障害という言葉ですね。やはり一般の市民のイメージもありますので、この辺は着手すべきではないかと思っております。

特に6番目になりますけれども、中央障害者施策推進協議会の機能強化を考えるべきではないか。ここにもありますように、アメリカではNCD、National Council on Disabilityで、この中央障害者施策推進協議委員と同じように大統領が任命したメンバーによって構成されていますけれども、非常に中立的な調査機能及び権限を持って、施策の策定あるいはチェックに当たっている。

須田参事官以下、政策推進室も大変頑張っているらしいですけども、何分障害者政策はかなり大規模です。やはりこの調整機能を含めて強化していくことを急ぐべきではないかということを感じます。

7項目目の差別禁止法に関しましては、これは日本障害者協議会としましても、やはり独立法として、この法律の制定を急ぐべきであろう。

最後に10項目にわたって機動的な政策課題があります。これは内容を省略しますが、これらは前から我が国において課題とされながら、なかなか着手を見ない。いっぺんにということは無理にしましても、今後順番を追って検討の俎上には是非とも上げていただきたい。こんなことを述べさせていただきます。

以上です。

内閣府 どうもありがとうございました。

続きまして、DPI日本会議の尾上事務局長、お願いします。

DPI日本会議（尾上） 今日は貴重な発言の時間をいただきまして、ありがとうございます。DPI日本会議事務局長の尾上と申します。

私どもは本日のヒアリングに向けて、ペーパーをつくってまいりました。これに基づいて御説明をしたいと思えます。とりわけ障害者権利条約に基づく国内法の整備ということが今後非常に重要な課題になる中で、先ほどJDFの共通意見にもありました障害の定義や裁判規範性を伴う差別禁止法の制定ということを中心にした要望書の説明をさせていただきたいと思っています。

直接担当をしております事務局長の金と山本創の方から説明をさせます。

DPI日本会議（金） DPI日本会議の金と申します。よろしくをお願いします。

私の方からは、DPI日本会議としてお出ししています10項目の要望事項に沿って御説明をしたいと思えます。

その中の2項目目の障害の定義と6項目目の障害の予防については、今日一緒に来ております同じ事務局の山本の方から、私の後に説明をさせていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

それでは、要望事項の1番目の障害者基本法のこのたびの見直しの基本的な視点についてであります。これまでの各団体の意見からも出されていますように、権利条約に基づいて合意された各条文の解釈ですね。この各条文の解釈を再確認をしながら、基本的な見直しを行っていただきたい。その下で国内の関連法令の整備を行う際には、拘束力の持てるような見直しの方向づけを是非していただきたい。

それとともに先ほどからもありますように、裁判規範性を伴う実定法としての障害者差別禁止法の制定が不可欠であるという認識を持って見直しを行っていただきたいと思えます。つまり現行の基本法では、国及び地方公共団体、または事業者が主体となっており、法の当事者であるはずの障害者が客体に置かれているようなつくられ方になっていると思えます。つまり障害者施策の促進法という基本的な性格の枠内にあるがために、抽象的な努力義務が課せられるにとどまって、明確な

拘束力を関係法令の見直しや整備の中で持てない実態にあると思います。

そういった意味で基本法の見直しを行うのであれば、権利条約が障害のある人を権利の主体として位置づけ、その下で包括的に締約国の一般的な義務を定めている条約の枠組みとの整合性が確保できる見直しの方針が明らかにされる必要があると思います。

3番目の差別の禁止（第3条の3）についてです。差別の定義の検討に当たっては、勿論、権利条約の障害に基づく差別を下に、直接差別、間接差別、合理的配慮の欠如を含めた裁判規範性のある解釈ができるものであることが必要であると思います。現行の第3条の3の差別禁止の規定では、どうしてもごく限られた意図的な直接差別くらいしか解釈ができないような内容になっているのではないかという危惧を持っているということがあります。

そういったことで、非常にあらゆる形態の差別ということが権利条約では言われていますし、特にその中でも合理的配慮についてはあらゆる分野に関わる重要な概念として、障害者基本法の中で明確な定義づけを行っていただきたい。

もう一つは、障害者基本計画の後期重点施策実施5か年計画の2で述べられていることですが、障害を理由とした不当な差別的取扱いなどに対する救済措置を整備するとあります。そういったことが後期重点施策5か年計画でも述べられていますので、それを各関係省庁の縦割的な制度で対応するのではなくて、差別禁止法の法制化の中に位置づけて、包括的な仕組みとしてつくっていただきたいと思います。

4番目の基本的理念（第3条の2）です。その第3条の2では「すべて障害者はあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」とあります。この参加する機会が与えられるという文言がどうしても恩恵的な意味合いが含まれているのではないかと受け止めざるを得ないところがありまして、やはりこのたびの見直しにおいては、そういったことを削除して、そういったことを見直しして、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されなければならないと見直しをしていただきたいと思っております。

5番目ですが、施策の基本方針（第8条の2）についてであります。施策の基本方針のところでは「障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない」とあります。

その中の「可能な限り」という言葉がいかようにも使われてしまうという現状があると思います。特にやはり現状としては、障害者自立支援法などで支給決定の結果、サービスの後退を招いた、サービス時間が少なくさせられた。そういったことがあったときに当事者、利用者にとっては納得できないような説明で、それが強制されてしまうということが現に起こっております。そういったこともありますので、この可能な限りというのは是非見直しをしていただきたいと思います。

7番目の障害者の福祉に関する基本的な施策（第2章）に関わることであります。この基本的な施策で明示されている努力規定の限界というものを踏まえていただきたいと思います。事業者の責務として障害の特性やニーズを踏まえた合理的な配慮を含む必要な施策支援を義務づける規定を是非明記していただけるように検討することが必要ではないかと思っております。特に合理的配慮の提供に関しては、国や地方公共団体が各事業者が合理的配慮の提供を実施することができるための財政的な支援を含む必要な措置を行う責務があるということをしっかり明記をしていただきたいと思っております。

そういった義務規定を明記をすることによって、事業者を含んで、事業者が目標値を達成できなかった場合、実施者側に対して少なくともその説明責任を含む説明義務を課すとともに、可能性の

ある改善目標の達成に向けてのプランの提出を義務づけることがないと、抽象的な努力義務を課すことを続けてしまって、効果が上がらないのではないかとこのことを思います。

8番目の教育（第14条）です。これについては現行の学校教育法や関係施行令において、障害のある児童生徒の能力や適正に応じて、学校に入る段階で分けられていく仕組みの下で行われていると認識しております。基本的に分けられた仕組みをそのままにして、原稿の基本法では交流及び共同学習を積極的に進めるとなっているわけですが、これがそのまま続くようだと、かえって課題があいまいにされたり、本来のインクルーシブ教育の理念に反するものにもなっていくのではないかとこの懸念を強く持っております。入り口から分けないことを基本方針として、関係法令の見直しを是非行っていただきたいと思っております。

9番目の雇用の促進等（第16条）についてであります。これも権利条約では雇用に関わるすべての事項に関する差別の禁止と苦情手続などによる権利の保護に関する措置の必要性を明記しておりますので、是非見直しに当たってはそれを踏まえていただきたい。

また、職業相談などということで、一般雇用には位置づけられていない現状の作業所や授産施設などの作業活動や職業訓練という規定についても、実際に長期の働く場になっている実態が多くあるのを踏まえて、一般雇用の場や移行を図るための適切な措置の必要性をしっかりと明示をしていただきたいと思っております。

私の方からの最後の説明としては、10番目のところです。中央及び地方公障害者施策推進協議会の位置づけと役割及び当事者参画についてであります。権利条約の第33条で定められています国内実施及び監視モニタリングのところとも大きく関連しているところでもあります。

私どもとしては、基本的に現行の中央障害者施策推進協議会は権利条約が策定される前の基本法に基づく協議会でありますので、その協議会がそのまま今後も継続するという事は条約との関係で非常に矛盾があると思っております。あくまでも条約の批准と国内実施ということ踏まえて、この条約における第33条の国内モニタリングの下で、この中央障害者施策推進協議会の運営が効果的に行われる必要があると。要するに一本化する必要があると、私どもとしては思っているということでもあります。是非そういう方向で見直しをしていただきたいと思っております。

DPI日本会議（山本） DPI日本会議所属の難病の会の山本と申します。私からは定義の問題と障害の予防について、2点ほど補足させていただきます。

障害の定義なんですが、先ほどから出ていますように、権利条約の趣旨に照らし合わせた一部の障害が排除されない定義を是非ともお願いいたします。

難病に関してなんですが、今、難病は「難病等に起因する障害」ということで二重に要件がかけられております。これによって自治体では誤解が生じておまして、身体障害者福祉法の手帳所持者に限るといった誤解が生じています。是非ともこの辺は改善していただきたいと思っております。

例えば身体障害であれば、身体的障害という文言を使うことによって、身体障害者福祉法との区別をできないかという提案になっております。あとは「起因する障害」という文言については、是非とも削除していただきたいと思っております。

23条の障害の予防に関してなんですが、やはり障害はあってはならない存在であるというような悪い印象を与えるような文言になっておりますので、権利条約の趣旨とも照らし合わせて、保健へのアクセスといった観点から再構成していただきたいと思っております。

6番目の要望については、若干修正が出ておりますので、後日事務局の方に修正した文書をお送

りさせていただきたいと思います。

以上です。

内閣府 ありがとうございます。

続きまして、全日本手をつなぐ育成会の大久保常務理事、お願いします。

全日本手をつなぐ育成会（大久保） 全日本手をつなぐ育成会の常務理事の大久保です。

それでは、お配りした資料に沿って御説明させていただきたいと思います。資料は「障害者施策の推進に向けての意見書」というものであります。これについて御説明申し上げます。

この内容は障害者施策のそれぞれの項目でまとめて記載したものでありますけれども、まず「教育・育成」つまり「障害児支援の充実・強化」で特に申し上げたいところは、障害児支援というのは障害児そのものに対する支援というだけでなく、まずは親の支援を通してこの支援を行うという視点が重要だということでもあります。

そういう意味で早期発見、早期対応という視点に立って、母子保健、子育て支援、家族支援。つまりこういったところからスタートする。そして、その支援の形は福祉にとどまらず、当然、母子保健、一般児童福祉、特別支援教育といった連携の中で行われるということでもあります。

もう一つ「特別支援教育の充実・強化」ということで挙げさせていただいております。ここでは現在、特別支援教育という中で個別支援教育計画という形が進められておりますけれども、まだまだそれぞれの学校において、この特別支援教育を実施できる体制ができていないという現状だと思います。

そこで特別支援学校という専門機能を中心に考えた形で教育が進められていると拝察しておりますけれども、権利条約では障害を理由として、一般教育制度から排除されないことというふうに記載されております。これをどのように理解するかという問題もあるでしょうけれども、やはり地域で普通の子どもと同様に学び育っていく。これが重要であると考えております。

なお、これは内閣府の調査によれば、我が国はドイツ、アメリカに比べ障害のある人を前にしたときに意識する人が多い。それと障害のある人への支援や交流活動の経験がある人は、ドイツ、アメリカに比べ大幅に少ないということが示されております。これはやはり児童のころから地域で普通に育っていく。こういう形が行われていくことによって変わってくるのではないかという意味も含めて、これから特別支援教育の中でできる限りというか、地域で普通の子どもと同様に学び育っていけるような環境を整備させていただきたいということでもあります。

「生活支援」は自立支援法絡みで、既に現在さまざまな議論が交わされ、見直しが行われているところでございますが、特に重要であるのが所得保障であります。これは自立支援法による定率負担等の負担増ということがあったわけですが、これに対してセットで行われるべき所得保障が行われていなかったということが大きな問題と呼び、実際に特別対策、緊急措置といった施策を講じざるを得ないという状況があったと思います。

2ページ、それ以外にもさまざまなサービス基盤整備の部分もございまして。特にそのサービス基盤を整備していく中で重要なのは、相談支援体制。この辺のところはかなり不十分であるということです。知的障害のある人たちにとっては、自ら各種のサービスの利用の仕方、あるいは単一サービスであっても、そのサービスの適否や新たなニーズの発生、調整といったことを自ら行うということは難しいという状況があります。

そういうことでいけば、いわゆるケアマネージメントを含めた相談支援体制が地域にしっかりとできていかななくてはならないということでもあります。

3 ページ目「権利擁護の推進」に行かせていただきたいと思います。これは先ほど皆さんからももう既にお話が出ております。知的障害のある人たちが地域生活を進めていくということはどういうことか。これは福祉施策をもってだけでは当然不可能であるということです。社会全体の意識や仕組みといったものが当然それに応じて変わっていかなければならないということでもあります。

例えば具体例を申し上げますけれども、1つのグループホームを地域につくるときに必ず反対運動が起こる。こういったことは当然その地域社会における差別、偏見といったものが存在しているということでありましょう。つまり自ら土地を確保して、そこに家を建て、そこに住む。これに対して反対運動が起こるということは、どう見ても権利侵害ということになるかと思えます。

こういったことも含め、そういった障害のある人たちが普通に社会で暮らせる、あるいはそういうことを保障する仕組みや制度を設ける必要がある。その意味で今回の権利条約は非常に意義があると思えます。当然それだけでなく、これまでの成年後見制度や日常生活自立支援事業といったものも含めて、社会全体の仕組みをしっかりとしていく必要があるのではないかと思います。

当然その中の一つとして、差別禁止法は重要であるということです。更に私どもは育成会から申し上げたいことは、障害者は虐待防止法であります。特に知的障害の方々が実際に虐待などを受けている例というのは、新聞等においても皆様の御承知のとおりだと思います。児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法という形で制定していただきたいということでもあります。

そして、雇用施策については、現在さまざまな取り組みが行われておりますけれども、労働関係においてはチーム支援体制、自立支援法では自立支援協議会の就労支援機能といった形が位置づけられておりますけれども、必ずしもこの辺がうまく連携して進んでいるかどうかというのは疑問であります。いずれにしても、できる限り一般就労を進めていくために、まずは雇用促進法の先ほどあった継続審議のものが一刻も早く成立していただきたいということ。それともう一つ、福祉的就労の重要性、現実のニーズも再確認していただいて、この工賃倍増計画を進めていただくとともに、ハート購入法の早期成立を望みたいと思えます。

最後に障害者基本法の見直しについては、先ほどD P Iさんから御指摘があったとおりでございますけれども、各条文の内容や表現も含め、権利条約等の整合性を図っていただきたいということでもあります。

例えば私からあえて申し上げるならば、目的の第1条の最後に、もって障害者の福祉を増進することを目的とする。これは福祉法なのかどうか。いわゆる各福祉法は最後にこれがあると思うんです。つまり福祉の増進することを目的とするということがこの障害者基本法の性格なのかどうか。

つまり福祉という範疇と障害者施策という場合の整理が国においては当然なされていると思えますけれども、この障害者基本法の性格というのは福祉中心というものをかつては引きずっていた影響があるのかなという感じもしないでもありません。

それと私どもで追加で特に入れていただきたいというところは、選択の自由であります。私どもにとって、この選択の自由というものは非常に重要な概念と考えておりますので、この辺のところも反映させていただければということで、この障害者基本法の表現については先ほど御指摘もありましたけれども、やはりこの4年間の間に古い部分も出てきているかなという感じもしないでもありません。そういったところも含めて御検討いただければと思います。ありがとうございました。

内閣府 どうもありがとうございました。

続きまして、全国社会福祉協議会の古田部長さんから、お願いいたしたいと思えます。

全国社会福祉協議会（古田） 全国社会福祉協議会の古田と申します。

JDFの共通意見書に共通しておりますけれども、特に1番の障害者の定義につきまして、必要な制度を必要な方々が利用できないことのないように、いわゆる谷間に障害者を生まないように見直しが必要だと考えております。是非積極的な御検討をお願いしたいと存じます。

以上です。

内閣府 どうもありがとうございました。

続きまして、日本障害者リハビリテーション協会の片石常務理事、お願いします。

日本障害者リハビリテーション協会（片石） 日本障害者リハビリテーション協会の片石でございます。

私の方からは、国際協力について1点お願いいたします。基本法の改正と直接関係ないことかもしれませんが、第2次のアジア太平洋障害者の10年も後半に入っておりますが、この第2次10年も日本の提唱、リーダーシップで設けられてきたものでございます。

また、これからも後半、更にその後のアジア協力を進めていかなければならないと思いますが、昨今ODAの削減とか、そういう形で我が国の国際協力分野が大変先細りになるのではないかといいことで危惧されております。障害者の分野についてはそういうことのないように、外務省が中心になるとは思いますが、引き続き予算の確保等について、是非努力をしていただきたいと思っております。

国際協力はNGOは勿論その立場で努力はいたしますけれども、特にESCAP等に対する支援、てこ入れというものが我が国のアジア太平洋地域での国際協力のリーダーシップを発揮する上で大変重要なこととなりますので、その点のESCAP等への支援とか、具体的な例でいけばそういうことでございますけれども、引き続き御支援をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

内閣府 ありがとうございました。

続きまして、全国「精神病」者集団の関口さん、お願いいたします。

全国「精神病」者集団（関口） 全国「精神病」者集団運営委員の関口でございます。

お手元のペーパーのほかに6つほど参考文書を送らせていただいていると思っておりますけれども、全部やっている大変なので、運営委員会の会議のメーリングリストの中で議論をされたものを御説明していきたいと思っております。

まず「権利主体としての障害者」ということでございます。我々精神障害者は、実はオープンにする、私は精神障害者ですよと言った瞬間に差別をされるんです。就労支援センターの方も例えばクローズで就職をするということがあるわけです。そうすると見た目は一般人と変わらないですが、薬を飲んでいるところを見られたりとか、医者に通っているとされない限り差別はされない。精神障害者としてのスティグマを負わなくて済むというところがあります。それが原因で実際問題、薬をだんだん減らしてなくしてしまおうとか、そういうことを考えている人が多いです。

ですけれども、こういうことが起こってきた原因は、そもそも憲法に法の下での平等とかいろいろなことが書いてあるわけですが、それから精神障害者が外されてきたという経緯がある。それを精神障害者も人間の権利の主体であると見てほしいということです。

次の「強制医療・強制入院の廃絶」にも関わりますけれども、これも実は法制部分の議論はまだきちんとはできていないんですけれども、パレンス・パトリエというのがあるとして、つまりその本人のための強制医療があるとしても、それは非常に緊急かつ待たなしの状況で、救急医療として行われるべきであろうと私は思っておりまして、やはり強制ということを制度的に位置づけるのはまずいのではないかと。これは参考文献の中にも出てきます。

特に障害者の権利に関する条約の事務局は、これ以前の文書で、精神疾患のある人の保護及び精神保健ケア改善の原則というのがありますけれども、これすらも日本はずっと守ってこなかったわけです。これに対する非難があることも注意喚起を求めている、CRPDの方が原則よりも優先しますよということを指摘しております。

ですから、医療の必要な人に医療を提供するというのは非常に重要だと思いますし、私もいろいろな場面でそういうことを感じることはあるんですけども、どうするのかといったときに確かに今、その次の地域移行にも関連しますが、自立支援法の中で退院促進ということで、国は17億円のお金を出しています。同じ17億円がつまり精神科救急に使われております。この部署はどうやら別々らしいんですけども、整合性を持たせていただくと。

前の部分と関連したところで言いますと、いわゆる精神科救急と言ったときにハード救急といいますが、とにかく無理やり病院に連れて行って放り込んでしまうという局面が非常に強くて、例えば血を流している人がいたら、意識を失っている人がいたら、とりあえず輸血して意識が戻ってから、あなたは輸血を拒否するかどうするかという裁判で負けた例があるわけですけども、それを聞くのが普通だと思うんです。

例えばそう状態ならそう状態で、一種の幻覚妄想状態にとらわれている人がいたら、やはりどれくらいの医療の必要性があるのか。その緊急性はどれくらいかと言ったときに、この辺は法的な枠組みが非常に難しいですけども、それはもう救急医療としてやりますよという形で整理していただかないと思います。

後半の方に行きますと、地域移行です。地域移行というのは当然、7万2,000人が社会的入院ということをおっしゃっていましたが、15万人が今5年以上入院しているという実態は異常だと思います。はっきり言って加療して地域に出せないというのは医療の敗北だと思いますし、一定程度その症状が残っているにせよ、5年もちゃんとした医療を受けていれば、地域でその人たちを受け入れる体制を逆につくらなければいけないと思います。

その辺でこれは権利条約にも関連しますけれども、地域で生活する権利ということが明示されています。ただ、これを一遍に15万人を放り出すということになると、これは一時のアメリカみたいな話になってしまって、浮浪者が増えてしまうみたいな話になりかねないので、その地域の力をどういうふうにやっていくかということと関連します。

例えば医療に結び付いている人ですら、自分の症状の変化というものに気づく人は少ないそうです。私などは割と気づく方らしいんですけども、そうすると薬も飲んでいけばいいやでもって、自分の状況の変化に気が付かないんです。

そういう場合に例えば迷惑行為したとか何とかいったときに、どの線で切って、どの線で救急医療に結び付けるのかということをおそれ・他害のおそれといったようなわけのわからない未来予測ではなくて、緊急医療の必要性でもって図っていただきたい。

ですから、強制医療ということは医療観察法においては、3か月以上拘束されている間にきちんとした医療が行われていけば、ほとんど落ち着くと思うんですけども、その後で強制医療が行われるというのは甚だおかしいと思います。

「障害者総合福祉法制定」です。これはつまり病院から出てきて、例えば今、病院にいる患者さんが半分になったとして、その人たちが暮らせるためにはこういった福祉の総合法みたいなものがあって、それが本人の権利を守り擁護していくような形でもって関わりをもって、予算の話もいっぱい出ましたけれども、要するに簡単に言えばその人に対して、手厚い保護という言い方も余り好

きではありませんけれども、選べる手厚い社会支援があれば、その人が権利主体として選べるわけですということです。

「障害者団体の参加」はいろんな団体も言っていますけれども、障害者団体ということで考えて、つまり障害者をピックアップして障害者の意見を聞きましたというのではなくて、例えばJDFならJDFの団体としての意見をちゃんと反映させていただけるようにしていただきたい。

「成年後見制度の削除」ですけれども、これは送付いたしましたインクルージョンヨーロッパの文書がかなり細かく書いておりますので、パラダイムシフトということも踏まえて、その辺で後見制度自体を全面的に否定するものではありません。

ただし、逆に言えば成年後見を1回受けてしまうと、その成年後見を受けた人が保護者の優先順位第1番ですね。そうすると、これはそんなに悪い人はいないと思いますけれども、成年後見を受けてしまって保護者の立場にもなれてしまったというときには、精神障害者にとっては手も足も出ないという状況になります。つまり悪意の場合です。常に善意の人が何かやってくれるという前提は間違っているので、その辺のところを考えていただきたい。

「障害者週間」では、きちんと障害者団体による障害者団体の参加ということでございます。

最後に補足させていただきますけれども、障害者の権利に関することに関して、例えば精神障害者の場合は法律事項は結構多いです。相続の問題とか強制入院の問題とか、今ある制度の下でもかなり問題のあるものがあります。

そうしたときに、そういう人の人権をきちんと守っていくというのは、やはり今の体制だけではなくて、やはり障害者差別禁止法みたいなものをきちんと制定していただいて、その中でもって、それはおかしいでしょうと。

勿論、前提になっている措置、保護という枠組み、あるいは医療観察法という枠組み自体も考え直していただきたいんですけれども、その中できちんと障害者の権利を保護していくところにきちんと予算を付けていくということ。だから権利主体になったということは、権利主体を下支えするいろんな予算措置を含めた組織が必要なわけで、そちらの方も考えていただきたいと思います。

以上です。どうもありがとうございます。

内閣府 どうもありがとうございました。

続きまして、全国盲ろう者協会の門川評議員からお願いします。

全国盲ろう者協会（門川） 全国盲ろう者協会評議員の門川です。ありがとうございます。

今回は盲ろう者協会からは、ペーパーをお出しできず申し訳ございません。我々は見ること聞くこともできないために、情報の処理に大変苦労していること。それから、話し合いの場を持つことが難しいため、なかなか意見の整理ができないことなど、そういった理由があり、短い時間ではペーパーの処理が非常に難しく、お出しすることができませんでした。ですが、全国盲ろう者協会内部でいろいろ相談した結果、本日は2点ほどお願いしたいと思います。

その前に盲ろう者についてなんですけれども、盲ろうというのは視聴覚二重障害者、目と見えないう上に更に耳も聞こえない。目と耳は情報を得るための重要な感覚器官でありますから、見ることもできないし、聞くこともできないとなると、何の情報も得ることができません。

更におわかりだと思わすけれども、私は小さいときかきに耳が聞こえませんでしたので、音声は初めての方には不明瞭で伝わらない場合があります。ですので、このように復唱というんですけれども、こういったやり方で発言をする盲ろう者もいます。また、手話で発言をする盲ろう者もいますし、

明瞭な音声で発言できる盲ろう者もいます。

盲ろう者については18年前の平成3年に社会福祉法人全国盲ろう者協会が設立されました。これが我が国においては我が国の歴史の中で初めての盲ろう者支援団体の設立になります。この社会福祉法人全国盲ろう者協会は、主に盲ろう者の社会参加に大変重要な通訳と、それからガイドヘルプも含めた、いわゆる通訳介助を調整、育成、派遣、利用の促進を中心的に進めてまいりました。

都道府県において、盲ろう者の活動の場の整備、盲ろう者友の会などといった団体の整備と普及について、主に取り組んできました。ですが、盲ろう者自身による運動団体ではなくて、支援を進めていくためのサービス提供を主に行う機関です。

国内で盲ろう者の当事者の運動が始まったのは、わずか2年前です。2006年8月に全国盲ろう者大会の中で、全国盲ろう者団体連絡協議会というものがつくられました。また、世界的に見ても、世界には世界ろうあ連盟、世界盲人連合などがあり、世界団体がありますが、これらに約50年も遅れて、2001年に世界盲ろう者連盟が発足しました。

そういったこともあって、盲ろう者という障害者は福祉の谷間というより、谷底にまだ埋まった状態のままであって、日本社会は勿論、世界でも余り認知されていない障害者で、ほかの障害者に比べたら大変支援が遅れていると思います。それは見ることも聞くこともできないために発言ができないからです。

前置きが長くなってしまったんですけども、盲ろう者側からは、まず1点目として、盲ろうという障害を独自の障害者として、法的に認めていただきたいということ。法的にとすると、なかなか簡単には行きませんので、盲ろうという障害を社会的に認知を進めていただきたいと思います。

例えば学校教育に関してでも私の例で言いますと、私はろう学校にも門前払い、普通学校にも門前払いで行くことができませんでした。最後に叩いた盲学校では何とか受け入れていただきました。

ところが重複学級という学級に入れられました。ここは盲と知的障害などのほかの障害を重複した生徒たちの学級ということで、そこに重複障害者の一人という立場で放り込まれました。ですから、ほかのただ見えないだけの友だちなどからは、見えないいじめなども受けてきました。

ろう学校では手話を使って教育を受けることも可能であったはずなのですが、当時は盲ろうに対してどのように教育をしたらいいのか、教育の専門性などといったものが全くありませんでしたし、大学の教育学部においても盲ろうということを主に取り上げた教育コースはありません。養護学校教育はありますが、養護学校教育は盲ろう教育には全く合わないもので、盲ろう教育を専門的に勉強する機関も必要だと考えます。

また、盲ろうということについて、マスコミ、新聞やテレビ等ですけども、そういった場でも滅多に登場しませんから、盲ろうのことは社会的に知られていないわけで、特別支援学校があったとしても、他の子どもからは理解してもらえない寂しい思いをするだけで終わってしまう心配が十分にあります。

町に出かけていって、ちょっと見えるような盲ろう者の場合は、慣れたところは自分で移動することが可能なんですけど、例えば駅とかの券売機、金融機関のATMなどは盲ろう者には大変使いづらいか、特に金融機関については全く使えません。これは盲ろう者のことについて理解されていないために、盲ろう者に使えるものができなかったからだと考えています。視覚障害者や聴覚障害者には配慮されているけれども、目が見えないし聞こえない場合は切符も買えない、お金も出せない。お金もなくて、その日何も食べることができなかったという経験が個人的にはあります。

更にもう一つ例を挙げますと、スポーツについてです。これも盲ろう者はスポーツが好きな人も

多くいて、スポーツ大会全国大会等も目指して出場しているんですけども、盲ろうという障害区分がありませんから、視覚障害者と一緒に競技するか重複障害者と一緒に競技するしか方法がありません。

でも、視覚障害者は音を頼りに競技する種目がほとんどで、例えば野球がありますけれども、グランドソフトボールなどは私自身もボールを見ることも聞くこともできないため、競技を楽しむことができませんでした。また、聴覚障害者については普通に見えていますので、普通に競技ができますから、聴覚障害者と一緒に競技するのは大変難しいものです。

ということで、盲ろうという障害についての社会的認知を進めていただきたい。そして、盲ろうという障害を法的にも認めていただきたい。この障害者権利条約の整合性で言いますと、第24条の教育の条項の中に、原文ではデフグラインドという文言が入っています。これは一つの単語になっています。世界盲ろう者連盟も同じような書き方。つまりデフグラインドと続けて書きます。

条約のコミュニケーションの定義の中にも、タクタエルコミュニケーションなど、盲ろう者を意識したのも入っていますし、また言語の定義の中にも音声言語、手話のほかに非音声言語というのも言語として定義されております。

盲ろう者といっても先天性の盲ろうに加えて、ほかに障害があったり、いろんな病気が重なったりで、音声ベースの言語も手話ベースの言語も持たない人もたくさんいます。また、障害者手帳、身体障害者手帳も家族の人が余り障害を重くしたくないために、視覚の障害があって、それが1級ならば聴覚に障害があるけれども、特に必要ないと考えて、視覚に障害があるだけになっている盲ろう者も結構いますから、身体障害者手帳だけでは盲ろう者の本当の実数が把握できません。

次に2点目です。福祉施策の過程とかにおいて、当事者の参画ですが、ここにも是非盲ろう者も参加できるように合理的配慮をしていただけますようお願いいたします。このようなヒアリングの場にも我々盲ろう者はなかなか出てくることができません。それはなぜかと言いますと、発言が難しいということと、コミュニケーションがなかなか大変だ、スピードが早いために指点字とか手話とか手書きという方法では、なかなか付いていけないということもありますし、また盲ろう者自身こういったことについての情報が入ってきていないために、つまり障害者基本法であったり裁判員制度であったりといったことについて、知らない人が多いです。

これを今後なくしていくように頑張っていきたいと個人的には思っていますけれども、政府関係者の皆さんの御理解も非常に重要だと思います。今後よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

内閣府 どうもありがとうございました。

最後に全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の新谷さん、お願いいたします。

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（新谷） 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の新谷です。最後の団体になります。重複する内容が多いので、簡単に説明したいと思いますけれども、一応提出しました意見書に沿って説明させていただきます。

1つ目は「障害者基本法の位置づけ」です。現在の障害者基本法を読む限り、非常に理念的な記述がある一方で、非常に細かな施策に類した規定もあります。障害者基本法の位置づけは基本法という名前が挙がっておりますので、憲法の理念、国際条約の理念を踏まえた国の施策分野での基本法という位置づけだと理解しております。

そういうことで、この基本法のいろんな規定が個別の法律、例えば障害者分野では障害者自立支援法とか身体障害者福祉法とか、個別法に対してどれだけ実効性を持った拘束力のある法律になっ

ているのかということに非常に懸念します。

改正に当たっては、やはり障害者基本法の行政法規の中での位置づけを明確にさせていただく必要があるのではないかと考えております。

2番目につきましては、ほかの団体からもいろいろと御説明がありましたけれども、いろんな施策作成に当たっての当事者の参加の保障です。現在の障害者基本法では中央障害者施策推進協議会とか、自治体ベースの障害施策推進協議会の規定がありますけれども、これはそこに選ばれた委員を通じて障害者の意見を反映していくというルートが確保されているだけです。今日のようなヒアリングとか、いろんなチャンネルを使って私たちの意見を出す工夫をいただいていると思いますが、やはり法律の中できちんとそれぞれの障害者別の意見を聞く、政策へ反映するということの位置づけを明確にさせていただきたいと思います。

3番目は、ほかの団体からも再三コメントがありましたけれども、障害及び障害者の定義の見直しです。障害者基本法でこの障害または障害者の定義を、障害者権利条約の規定に沿った形で改正した場合、先ほど1番で申しましたような障害者基本法の位置づけが明確になっておれば、それに沿ってしかるべき障害者自立支援法とか身体障害者福祉法とか各種年金法とか、こういうものがきちんとその趣旨に沿った改正がなされるのではないかと思います。

障害者基本法は改正されましたが、個別法はそのままですということでは、障害者基本法でせっかく意見を述べたことが、今度は個別法にもう一度いろんなことをやらないと反映されてこないというようなことが起こるのではないかと懸念いたします。

障害者の定義につきましては、権利条約に見合った定義に見直していただくと同時に、それが個別法の改正に結び付くようなきちんとした書き込みを障害者基本法の改正にお願いしたいと思っております。

4番目は「調査・統計の充実」と書いておりますけれども、例えば私たち聴覚障害者の場合、厚生労働省が5年に一度、身体障害者の実態調査をされていますけれども、これは先ほどの障害の定義から、身体障害者福祉法の手帳保持者だけを対象に調査されているということで、実数が35万人という数になっているわけです。

私たちは、500～600万という聞こえない方がおられると推定しておりますので、この手帳要件に合わない障害者の方は一体どこに行ってしまったのだろうか。先ほど、山本さんと門川さんから障害の谷間というお話がございましたけれども、私たち中途失聴、難聴者の大多数は要するに障害の分野から外されているのではないかと懸念いたします。もし社会的な生活が困難ということが障害の定義に入ってくれば、身体障害者福祉法の平均聴力70デシベルという数字の世界ではなくて、生活実態で不便を感じる人を福祉の中に取り込むということが必要になってくると思います。

そういう人の実数を調べた上での施策ということが、これから取るべき障害施策ではないか。とにかく現在困っている人がいるのかということにきちんと調査していただいて、それに基づく施策を積み上げていただきたいと思います。

5番目の合理的配慮ですけれども、少なくとも合理的配慮の定義と合理的配慮の欠如は差別だという根本の原則だけは、障害者基本法の中に書き込む必要があるのではないかと懸念いたします。個別分野での合理的配慮の内容のピックアップの仕方、救済の仕方については、いろいろと課題が多いと思いますけれども、今回の改正に当たって合理的配慮の定義、それが欠けることは差別であるということの明記をお願いしたいと思います。

以上です。

内閣府 どうもありがとうございました。

それでは、一とおり各御出席者から御発言をいただいたところでございますけれども、ただいまのそれぞれのほかの団体の御発言をお聞きしたところで、更に補足すべきことがあるということがありましたら、日身連の森さんから順次、なければなくて結構でございますけれども、ありました場合には御発言をいただければと思います。いかがでございますでしょうか。

日本身体障害者団体連合会（森） ありがとうございます。先ほどは当然のことという形でお話ししたんですけれども、施策的なことにつきましては、自立支援法の中の別紙という中にありますので、そこを見ていただいて、検討していただきたいと思っております。

以上です。

内閣府 ありがとうございます。

それでは、日本盲人会連合会の東山さん、お願いします。

日本盲人会連合（東山） 日盲連ですが、先ほど個別の3点をお願いしましたけれども、そのほかに共通の事項。例えば先ほど来、出ています合理的配慮とか国連の権利条約との整合性は当然同じことでございます。

以上です。

内閣府 ありがとうございます。

それでは、全日本ろうあ連盟の小中理事からお願いします。

全日本ろうあ連盟（小中） 連盟の小中です。連盟からは先ほど最後に情報コミュニケーションに関する新しい法律の制定ということも視野に入れて検討してほしいという話を申し上げましたが、例えば一つは手話通訳者というか、専門職としての配置という部分。これを中心に手話の普及の中に手話コミュニケーションができる人たち、また手話通訳のできる人たちを増やしていくということと、もう一ついろいろな機会に例えば文字表示、さまざまな機器関係の整備も重要になります。

また、ほかにFAXやメールなど、さまざまなところで公官庁等も含めて、企業も含めてメール対応、FAX対応ができないというところが多いわけです。

ですから、分野を問わずきちんと専門職を置くということ。それを中心に据え、機器関係の利用により聴覚障害を持つ人も十分対応できるような環境を法律として明示していただけないかどうかということを訴えたいと思います。

以上です。

内閣府 ありがとうございます。

続きまして、日本障害者協議会の藤井常務、いかがでしょうか。

日本障害者協議会（藤井） 私の方はJDFの観点から2つばかり、質問にお答えできれば質問をさせていただきます。本法は議員立法でありますから、さまざまな限界もあろうかと思うんですけれども、もしわかればお答えいただきたいと思っています。

今後の日程ですね。来年6月で丸5年となっているんですが、現在わかる範囲で今後のスケジュール等がわかれば、お聞かせいただきたい。併せてこういうJDF加盟団体とヒアリングというのは、また更に行われる可能性があるかないかということも含めて、お答えいただきたいと思っています。

もう一点なんです、これも大変難しい質問です。障害者の権利条約の批准が恐らく早晚迫ってくるだろう。批准または加入ですね。この障害者権利条約の内容と今度の基本法の改正ということ

について、どんな関係づけになっていくのか。これもお答えできればお答えいただきたい。2つばかり質問しておきます。

内閣府 今、御質問がございました。これは今まで同じような質問をいただいてきたところがございますけれども、今日冒頭にお示しをしました資料の中にもございますが、日程としましては年内を目途にとりまとめができればと考えています。

その結果を受けて立法府と申しますか、そういったところとの調整、相談ということも出てくるのではないかと考えているところがございますが、当面は年内を目途とした検討の結果のとりまとめを目指していきたいと考えているところがございます。

関係する当事者の方々などからのヒアリングですけれども、まだ継続をしてやっていくということにしておりまして、今月は地方公共団体からのヒアリングと中央障害者施策推進協議会の当事者の方々の中でまだ意見を伺っていない方もいらっしゃるものですから、そういう方々らかの意見を伺っていくということになるかと思います。

3点目の条約の批准の関係があります。基本法の改正ですが、今お示した資料は7月の中央障害者施策推進協議会でもお配りしたものでありますけれども、今回の視点は3つありまして、1つは基本法の趣旨ないし規定どおり施策が動いているかどうか。こういったことを見ていこうという点。施策の実施状況を踏まえて、障害者施策における課題とか、こういったものがあるのかということ。

3点目が権利条約の締結に際して、基本法に関してどういった措置が必要となるか。こういうことでありますので、今回の検討の過程では基本法における条約対応ということについても併せて検討していかなければならないのではないかと考えているところがございます。以上です。

では、続きまして、DPI日本会議の尾上事務局長、何かございますか。

DPI日本会議（尾上） DPIからということでもないんですけども、せっかく今日はJDFの全団体が集まっていますので、それぞれの団体の個別の論点は非常に大切な部分があるんですが、同時に障害の定義や差別の禁止についての部分というのは、ほとんどの団体が共通した意見というか、何よりもJDFとして共通意見を申し上げておりますので、その部分について、現時点でのお考えというのをいただければ、今後更にそれぞれの団体で意見提供しやすくなるかなと思いますので、JDFとしての共通意見、質問についての意見をいただければと思います。

内閣府 現在それぞれヒアリングをしているところでございますが、具体的な検討の過程については、中央障害者施策協議会でも申し上げたところではありますけれども、大体秋といったところで中間的な報告をさせてもらおうと。そのときに考え方を明らかにしていこうと考えておりまして、現時点で具体的な形でお答えすることは非常に難しいかと思っております。

今回は5点ほど共通事項がございますが、これにつきましても今日いただいた要望ということで、こういったことも踏まえて検討していきたいと思っております。現時点ではそういうことで御理解いただければと思います。

それでは、申し訳ありませんが、続きまして、全日本手をつなぐ育成会の大久保さん、お願いします。

全日本手をつなぐ育成会（大久保） 特段ということはないんですけども、これが議員立法ということで、これから立法府の方でということになると、なかなか文言の修正とかいうこともスムーズに行くかどうかというのも心配なんです。文章的にはこなれていないというか、余りいい感じ

の条文でないという感想を持っております。

特に国の方で障害者基本計画も含め、さまざまな文言で出ているキーワード、例えば地域生活とか自己決定とか自己選択とか、権利条約で言えば地域社会は一つのキーワードです。こういったものがやはり当然ながら、こういうところで表現としても入ってこない、どうも寂しいという感じもします。どうもこの中の表現というのが先ほどもいろんな御指摘があるように、やはりこの際見直していただければと思っております。

以上です。

内閣府 どうもお待たせしました。

全国脊髄損傷者連合会（池田） 全国脊髄損傷者連合会の事務局の者でございます。本日は副理事長の大濱が参上する予定だったんですが、急遽所用のためにこちらに伺えないということで、代わりに御説明するように申し受けました。

資料ですけれども、順番で言えば下から3番目になると思います。「障害者の地域生活のための条件整備のために」ということで御提出しております1枚紙でございます。

こちらの内容なんですけれども、先ほど全難聴の新谷さんがおっしゃっていたように、国内法での個別法でちゃんと理念が掲げられているにもかかわらず、なかなかそれに見合った制度になっていないような問題がある。例えば障害者自立支援法等にもありますので、これに対して障害者基本法が基本法としてもう少し踏み込んだ形で積極的にその理念を明示できるような形で改正していただければと思います。

各論に及びますので、またごらんいただければと思います。今日は済みませんでした。

内閣府 どうもありがとうございました。

続きまして、全国社会福祉協議会の古田部長、いかがでしょうか。

全国社会福祉協議会（古田） 追加ではございません。

内閣府 よろしいでしょうか。

日本障害者リハビリテーション協会（片石） はい。

内閣府 ありがとうございました。

続きまして、全国「精神病」者集団の関口さん、いかがでしょうか。

全国「精神病」者集団（関口） このような機会をつくっていただきまして、本当にありがとうございます。今、趣旨と課題と締結に関してどうなるかということをおっしゃられましたけれども、2番目の趣旨、課題でございます。

これは合理的配慮といったときにアコモデーションですから、当然のことながらコストがかかるということが前提なわけです。だからこそ過大なコストがかかるものはいいよという留保が付いているんだと思いますけれども、つまり予算の話になります。

課題として精神の当事者の立場から言えば、302万人という患者調査の結果がありますが、そのうち1割くらいは病院に入れられている。任意入院の方でも半分は閉鎖病棟に入れられているという状態を何とかしていただきたい。そのために病床を減らす必要があるわけですが、それをどのように政策誘導していただけるのか。

今は例えば自立支援法などでも、退院促進でお金も付けていただけていますが、例えばその中でも出ないときは病院がやっている。これは退院しないときは（逆に）1日に1万円（の収入）になるわけですね。あるいは訪問看護。これも例えば極端な話、5分間、薬の残っている数を数えて大丈夫と言って、それで1万円出るんです。ところがホームヘルパーはそんなに出ないわけです。

この辺のところ。つまり全体としての予算をどう割り振ったら、コストパフォーマンスが一番いいのかということも考えていただきたい。これは内閣府が統括すれば、全省庁のあれが何となくわかっているのではないかと思うので、そこのところは何とかしていただきたい。どう考えてもおかしいんです。私たちから言わせると何でとってしまうところがあるわけです。

その辺のところでも特に今、精神病院に認知症の方が14%入っている。これも病院である必要があるのか。病院というのは普通は退院を前提として入るわけですから、認知症というのはほぼ退院を前提していない方の方が多いと思うんですけれども、それが入ってしまっている。これは分けた方がいいのではないか。

これは確かに診療報酬の問題もあるでしょうし、医者の基準の問題もあるでしょうし、看護人の問題もあると思います。あるんだけど、全体として切り分けていって、私は別に病院がつぶれても構わないと思っていますけれども、病院がつぶれたくないと思うんだったら、きちんと区分けして、認知症の方は認知症の方としてちゃんと精神病の方と分けて考えていただく。そういうものとしてあるんだったら、そういうものとして、きちんと整備していただく。医療のお金で出すというのも、どうもわけがわからないと思うんです。そんなようなことを気づきましたので言いました。どうもありがとうございました。

内閣府 どうもありがとうございました。

続きまして、全国盲ろう者協会の門川評議員、いかがでしょうか。

全国盲ろう者協会（門川） 門川です。1点だけ。盲ろう者向け通訳介助者派遣事業についてですが、県によって派遣内容がばらばらになっているということで、全国盲ろう者大会などで盲ろう者が集まったら、このことでいろいろ苦情、不満が出てきています。

例えば派遣事業は経済活動とか定期的に通いたいところに行くための活動とかに使うことができない。ということは、就職がしたくても派遣事業を使うことができないということにもなります。就労支援のことを考えても、この派遣事業の見直しが必要と考えています。これは今は都道府県の裁量に任せられていますけれども、国の義務的制度としていただきたいと思います。

盲ろう者はガイドや通訳がないと家の中に閉じこもってしまわざるを得ないので、社会に出ていくためにも必要なものですので、よろしくをお願いします。

以上です。

内閣府 どうもありがとうございました。

それでは、最後に全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の新谷理事、お願いいたします。

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（新谷） 新谷です。1点補足ですけれども、障害者自立支援法の見直しが予定されていますが、それに対するこの会議とか内閣府の関係の仕方はどのようになっているのでしょうか。

と言いますのは、私たち中途失聴、難聴者の場合の地域生活支援事業の利用は、ほとんどの場合身体障害者手帳が条件になっています。障害認定区分を受けるのではなくて、手帳を持っているか持っていないかで地域生活支援事業のサービスが受けられるかどうかほとんど決まっております。

ということで、現在、手話通訳、要約筆記、日常生活用具の給付とか、いろんなものが手帳を持っていない人は全部外されている。私よりも聞こえがいい人は要約筆記の公的派遣サービスが受けられないという状態になっています。そういう見直しがなく来年以降もそのままであれば、そのような状態は2年、3年もまた続くということになってまいります。内閣府ないし基本法の見直し作

業と障害者自立支援法の見直しとの関係について、何かおわかりになれば教えていただきたいと思
います。

内閣府 今、御指摘のありました地域生活支援事業の在り方というのは、自立支援法の在り方の
検討の中で議論されていると思います。

ですから、そういう意味で、今おっしゃっていることの対応ということについては、基本的には
自立支援法、現在、社会保障審議会の部会で議論されていると聞いておりますけれども、その中で
議論していただくということになるのではないかと考えているところでございます。

今回いろいろ課題として出てくるということについては、この会議でも検討をしていきたいと考
えておりますけれども、一義的には自立支援法の検討の中でということになるのではないかと思っ
ているところでございます。

全国日本難聴者・中途失聴者団体連合会（新谷） わかりました。

内閣府 それでは、大変長い時間にわたりまして、会議に御参加いただきまして、どうもありが
とうございました。

今日は大変広範囲にわたりまして、いろいろな御発言をいただいたところでございますけれども、
今日いただいた御発言を踏まえまして、各省とともに検討を進めていきたいと考えておりますので、
今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これもちまして「障害者施策推進課長会議」を終了したいと思います。どうもあり
がとうございました。